

【「牛疫に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更案、口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更案及び豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更案についての意見・情報の募集について」の結果について】

パブリック・コメントにおける御意見・御質問及びそれに対する考え方

1 募集期間及び提出意見数

募集期間：令和3年1月22日～2月20日

提出人数：9人

2 寄せられた御意見・御質問とそれに対する考え方

※ なお、防疫指針以外に対しての御意見・御質問に関しては、当該御意見・御質問及び回答を掲載しておりませんので、御留意ください。

	御意見・御質問	回答
1	<p>【知事認定獣医師について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家畜防疫員との区別が不明です。 <p>知事認定獣医師個人の裁量で、何ができて、何が出来ないのかを、明確に記載すべきではないでしょうか？</p> <p>例をあげると、知事認定獣医師はワクチンの購入も、実績管理も毎度自治体通すことなく個人で可能という意味ですか？</p> <p>そういったところの説明と基準なので、指針内で明確にしてください。</p> <p>【免疫付与検査について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移行抗体存在下での免疫付与検査結果について、免疫付与率が悪いことは調査で把握済ではないのですか？ <p>(第60回牛豚疾病小委員会資料より)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の資料の中で50?60日齢で接種すれば良いと主張されますが、現状獣医師の数が足りず、農場ごと月2回程度の接種頻度が限界と考えれば、接種日齢に関しては最低2週間(14日)の開きができると計算可能です。 <p>提示されるような接種日齢での対応を、全県全農場で実施することが不可能に近いことは、予測されませんか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、各農家の移行抗体の測定調査により、「すでに40日齢付 	<p>法第50条に基づき使用を制限しているワクチンについて、無計画かつ無秩序な接種が行われれば、感染畜の存在をわかりにくくし、早期発見が困難となるため、接種を行う場合には、①面的かつ確実な接種、②ワクチンの厳格な管理が必要不可欠と考えています。これらを担保しつつ接種体制を強化するため、家畜防疫員に加えて、都道府県知事の管理下に置かれる一定の要件を満たす獣医師による接種を可能としたところです。</p> <p>知事認定獣医師の認定要件は防疫指針及び留意事項に示すとおりです。適時性・適切性の判断を含め、認定手続や必要書類等については各都道府県の実情に応じて設定いただくこととなります。</p> <p>子豚の接種適期については、これまでに得られた免疫付与状況確認検査の結果や各都道府県から提供いただいた情報を元に、牛豚等疾病小委員会の委員等の専門家に議論いただき、継続的に検討していくこととしています。</p>

	<p>近で移行抗体価が平均 16 倍未満の低い農家」も散見されています。</p> <p>移行抗体のばらつきの理由の検証も無く、自治体に対し、「一律に 50?60 日齢と接種日齢を指導する根拠」はありますか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少なくとも全農場、現在の抽出頭数（最低 30 頭）で、半年に 1 回検査しなければワクチン効果は判定できないと疫学調査チームから提示され、現行の指針になっていたはずなのですが、「理由の説明がないまま」抽出検査に変更されるのですか？ ・ワクチンブレイクや移行抗体の保持状況のデータが圧倒的に足りていない以上、検証としてなるべく多くの農場の調査を今後も続けるべきではないですか？ ・仮に抽出検査に変更するとして、検査は抽出にすると一言で書いてありますが適切な抽出農場数、抽出頭数、検査頻度は、統計学的に算出されていますか？ <p>指針に明示してください。</p>	
2	<p>豚熱（CSF）ワクチン接種方法についての要望です。</p> <p>1. 現在、家畜防疫員に対する接種報酬の振込先が個人口座のみの対応となっており、各団体の所属獣医師はワクチン接種ができない状況です。団体獣医師でも接種ができるよう、振込先の柔軟な対応をお願いします。</p> <p>2. 豚熱ワクチンは現在各都道府県で接種を行っていますが、各市町村の衛生指導協会を通じて牛と同様に豚防疫事業として接種できるようにしてほしいです。現在の 1 頭あたり 300 円の農家への負担が減額できると思われま。</p>	<p>家畜防疫員については、家畜伝染病予防法第 53 条第 3 項に基づき、都道府県の職員の中から任命されます。都道府県職員の給与の振込口座の名義については、各都道府県にお問い合わせください。</p> <p>なお、知事認定獣医師については、獣医師が所属する団体を認定することが可能です。</p>
3	<p>1. CSF ワクチンの接種体制について</p> <p>私は CSF 清浄地域である宮崎県の NOSAI に勤務する養豚専門の管理獣医師です。</p> <p>現在の家畜防疫員によるワクチン接種から、知事が認定する獣医師も接種を可能とする改正が行われることについてはおおむね賛同します。</p> <p>しかし本県で実際に CSF ワクチンの接種を行う事態を想定すると、この改定だけでは様々な問題があると推察されます。</p> <p>本県の飼養頭数は母豚 80,000 頭、総飼養頭数は 900,000 頭、農</p>	<p>法第 50 条に基づき使用を制限しているワクチンについて、無計画かつ無秩序な接種が行われれば、感染畜の存在をわかりにくくし、早期発見が困難となるため、接種を行う場合には、①面的かつ確実な接種、②ワクチンの厳格な管理が必要不可欠と考えています。これらを担保しつつ接種体制を強化するため、家畜防疫員に加えて、都道府県知事の管理下に置かれる一定の要件を満たす獣医師による接種を可能としたところです。</p> <p>引き続き、必要なワクチン接種体制の維持・強化について取り組んでまいります。</p>

場数は400戸です。
本県においてCSFの感染が確認された場合、速やかにすべての豚にワクチン接種を行うことが求められますが、実際の接種能力を算定すると、1時間当たり平均150頭接種できると仮定しても、延べ6,000時間必要とします。1か月以内にすべての豚に接種を完了させようとするれば、少なくとも20班100名体制の獣医師、補助職員が必要と想定されます。私自身の自営防疫時代の豚コレラワクチン接種経験や、また近代化した養豚場のバイオセキュリティの観点からも、効率的な接種は困難であると想定されます。また本県において流行している鳥インフルエンザの発生と重なった場合、家畜防疫員の集中投入はほぼ不可能と思われ、さらに困難な状況の中で、民間獣医師へのCSFワクチンの依存度の増大が懸念されます。

そこで提案ですが、
初回接種に関しては、家畜防疫員および知事認定の管理獣医師の指示、監督のもと、ワクチンを接種するという行為に対しては、早期接種実現の目的のもと、緊急避難的な特例措置として、農場管理者の接種を認める措置をお願いしたいと思います。
ただし、農場スタッフが接種する場合は、家畜防疫員および管理獣医師による在庫管理体制、監査体制などの強化、不正防止対策（廃棄物マニフェストのような管理体制）を構築することは必須と思われます。

本ワクチン接種の目的は、感染拡大防止であることは言うまでもありません。したがってワクチンの接種遅れによる感染拡大は最も不幸なことであり、あってはなりません。多大なコストと労力を払って接種するワクチンですから、最も効果的な方法を、あらゆる手段を講じて実施できる指針を定めていただけるようお願いいたします。

2. 管理獣医師の役割について

口蹄疫、CSF、ASF、鳥インフルエンザ等の監視伝染病対策を受けて、管理獣医師の義務化を飼養衛生管理基準に定めたことは、畜産業界の体質改善の大きな一歩だと思えます。

しかし、CSFワクチンの開始を受けて、発生地域の管理獣医師がワ

なお、鳥インフルエンザ等の防疫措置については一義的には都道府県が実施するものです。発生に備えた全県的な体制を確立しておくことが重要となります。農林水産省としても各都道府県における防疫措置体制を確認・整備するとともに、各県で不足する部分について、動物検疫所、家畜改良センター等からの派遣等を通じて引き続き支援してまいります。

	<p>ワクチン接種業務に忙殺されることは、本来、管理獣医師が行うべき衛生対策、バイオセキュリティの強化、慢性疾病対策、家畜の健康維持、生産性の向上などを円滑に行うことができず、本末転倒の状況に追い込まれる事態が生じると考えられます。</p> <p>野生動物で感染が広まってしまった現状において、CSF 対策は10年以上の長いスパンで取り組み続けなければならない事案であることから、今回の改正により農場管理獣医師にワクチン接種業務の多くを長期間委託することのみをもって、CSF ワクチン接種の解決とすることがないよう、長期的な視野での持続可能なワクチン接種体制の構築を検討していただきたいと思っております。</p>	
4	<p>豚熱に関する特定家畜疾病防疫指針の一部変更案の第3の2の1の予防的ワクチン接種に対する基本的考え方については、知事認定獣医師制度を構築しても、豚診療獣医師の高齢化や減少により、家畜防疫員あるいは知事認定獣医師が自ら全ての豚にワクチンを接種することでは、適時性を確保し、継続的な接種体制を維持することは難しいのではないかと考えられます。豚熱ワクチンを適時に接種するためには、家畜防疫員あるいは知事認定獣医師の監督、指示の下、豚所有者にも豚熱ワクチンを接種させる体制も取り入れる必要があるのではないかと考えられます。また、5の接種区域における遵守事項の(3)ワクチンの管理については、使用済みワクチン容器の回収とともに、豚熱ワクチンの接種状況、接種日、接種日齢、接種頭数、ワクチン接種猶予状況等の報告も必要だと思われる。</p>	<p>法第50条に基づき使用を制限しているワクチンについて、無計画かつ無秩序な接種が行われれば、感染畜の存在をわかりにくくし、早期発見が困難となるため、接種を行う場合には、①面的かつ確実な接種、②ワクチンの厳格な管理が必要不可欠と考えています。これらを担保しつつ接種体制を強化するため、家畜防疫員に加えて、都道府県知事の管理下に置かれる一定の要件を満たす獣医師による接種を可能としたところです。</p> <p>引き続き、必要なワクチン接種体制の維持・強化について取り組んでまいります。</p>
5	<p>日ごろより、農業振興に対してのご協力感謝申し上げます。</p> <p>今回、豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更案につきまして意見を提出させていただきますので、検討の一助としていただけると幸いです。</p> <p>今回の防疫指針運用見直しの重要点は、「適切な時期に確実に接種し、ワクチン抗体価を高めイノシシ等に存在する野外ウイルスから防御して行く事」にあると考えています。イノシシが国内あらゆる地域に分布している事を鑑みると、いかなる施策をもってしてもこの広がりゼロリスクにして行く事は困難だと思っております。加えて、CSFについては海外から流入してきたと考えており、同じように九州・北海道に新たに入ってくる事を否定はで</p>	<p>法第50条に基づき使用を制限しているワクチンについて、無計画かつ無秩序な接種が行われれば、感染畜の存在をわかりにくくし、早期発見が困難となるため、接種を行う場合には、①面的かつ確実な接種、②ワクチンの厳格な管理が必要不可欠と考えています。これらを担保しつつ接種体制を強化するため、家畜防疫員に加えて、都道府県知事の管理下に置かれる一定の要件を満たす獣医師による接種を可能としたところです。</p> <p>引き続き、必要なワクチン接種体制の維持・強化について取り組んでまいります。</p>

きません。生産者はCSF撲滅に向けた長い道のりを今後進めて行かなくてはなりません。そこには現在も懸命に寄り添っていただける官の助力が不可欠だと考えています。JAグループも同じ感覚で生産者を支えるため尽力したいと考えます。

もちろん今後広がらない事が一番喜ばしい事であり、広がらないための努力をしていただいている事は周知・前提として想定外としない協議が今何より重要と思っています。

その中において、CSF撲滅までのプロトコルはできるだけ短く、実効性があり、コストパフォーマンスあるものにして行かなくてはならないと思っています。20年以上前に流行したCSFは撲滅までの道のりに10年程の時間を要しました。養豚業界全体で成長した事を証明して行かなくてはならないと思います。

つきましては、効果を最大限にする接種方法を踏まえた接種体制構築が必要だと思います。

1. ワクチンの効果を最大限にするには分娩周期にあわせ毎週接種が必要
2. 他の疾病侵入リスクも考慮して農場間の接種は2日のダウンタイムが必要
3. 豚針は種豚1頭1針・子豚1豚房1針など接種方法にも考慮が必要
4. 種豚からの移行抗体減少期にワクチン接種を行う為、定期的なモニタリングが必要
5. 新しい飼養衛生管理基準に基づいた、かかりつけ獣医の定期的な農場内巡回指導が必要

その上で家畜防疫員・知事認定民間獣医師で現実可能なのかシミュレートする必要があると考えます。

《検討事項》

・宮崎県の肉豚生産頭数160万頭、全国で1,600万頭を継続的に接種するにはどの様にすべきか。

・鳥インフルエンザ・口蹄疫・ASFなどで家畜防疫員を含む獣医師が必要な場合どのように接種を継続するか。

・家畜防疫員を含む獣医師の通常業務に支障をきたさないのか。しっかりと取組もうと思えば思うほど、現実可能なのか懸念して

	<p>います。 前述申し上げた考え方を基にご提案させていただきます。 ≪提案≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・獣医師の管理監督の下実行できるアニマルテクニシャン（助手）制度を創設し、確実に実行できる体制を構築する。 ・アニマルテクニシャンは一定の技能資格として農場従業員でも取得できるようにする。 <p>獣医師の厳格な管理を前提として、接種作業は作業員で行うことでより実効性が高まります。</p> <p>獣医師の重要性が増している現状において、有機的に動ける体制構築が重要です。</p>	
6	<p>知事認定獣医師による接種について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知事認定獣医師の登用について、ワクチンを接種できる有資格者が増えることは、スムーズな接種を行うにあたって望ましい。しかし、各県で差が出ないようにすることが重要。ある県では知事認定獣医師による接種が進み、ある県では進まないということがないように、速やかに実施が可能となるような体制の構築が必要である。 <p>また、知事認定獣医師を登用するにあたっては、養豚の知識のあるもの（ある程度の研修などを経たもの）であることが重要であり、それは全国で共通の資格や基準であるべきと考える。</p> <p>第3-2 (3)において、「都道府県知事は、接種命令に基づく家畜防疫員による接種のほか、適時性及び適切性に係る要件を満たすと判断して認定する」とあるが、認定については国で共通の資格を設け、知事においてはこの資格を有するものについて認定を拒否できないものとしていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知事認定獣医師と生産者間の契約について、どのような体制で行うかを明確にすることは重要である。また、ワクチン接種を行う知事認定獣医師については、飼養衛生管理基準にあるかかりつけ獣医師がかねることが望ましい。 <p>接種に関しては両者が契約を交わすことを条文に明記したうえで、各県への指導をお願いしたい。</p> <p>免疫付与調査について</p>	<p>知事認定獣医師の認定要件は防疫指針及び留意事項に示すとおりです。適時性・適切性の判断を含め、認定手続や必要書類等については各都道府県の実情に応じて設定いただくこととなります。</p> <p>子豚の接種適期については、これまでに得られた免疫付与状況確認検査の結果や各都道府県から提供いただいた情報を元に、牛豚等疾病小委員会の委員等の専門家に議論いただき、継続的に検討していくこととしています。</p> <p>野生イノシシ対策として、全都道府県に対し捕獲イノシシを調査に仕向けるための検査促進費の支援を行うなど、浸潤状況確認を強化しており、都道府県に対して繰り返し協力を依頼しているところです。</p> <p>また、野生イノシシの調査頭数を増加させる取り組みとして、環境省と連携し、検体の一部を環境省の検査機関でも検査しているところです。</p> <p>調査の充実のため、サーベイランスの強化及び上記の制度の活用について積極的に呼びかけてまいります。</p> <p>情報提供については、農林水産省 HP に掲載しているところですが、今後は、都道府県を通じて生産者にイノシシの豚熱発生情報について情報提供を行っていく予定です。</p>

	<p>・接種からまだ1年半しかたっておらず、豚の免疫が安定しているとはいいがたい状況。全農場での免疫付与調査は継続して行うべき。少なくとも、初接種から1年以内の農場は、全農場実施すべきである。</p> <p>野生イノシシの調査について</p> <p>・ワクチンを接種していない県（九州など）の調査をもっと充実し情報提供すること。</p> <p>経口ワクチンベルトでの感染拡大防止は難しい。</p> <p>・経口ワクチンの効果等最新の情報を提供すること。</p>	
7	<p>今回、国内で発生している豚熱につきましては、岐阜県での発生以来、豚熱ワクチンの接種以降も豚の飼養農場において発生が続く大変憂慮される状況であります。</p> <p>また、野生いのししによる感染拡大も続いており、こちらの感染予防対策も十分な効果が得られていない厳しい状況です。</p> <p>このような中、豚熱の発生をこれ以上拡大させないために、豚熱ワクチンが接種可能な豚熱ワクチン接種推奨地域においては、飼養衛生管理基準の順守を含め、豚熱ワクチンの継続的かつ確実な接種体制が不可欠であります。また、豚熱ワクチン接種推奨地域でない本県のような地域においては、飼養衛生管理基準を順守する等の農場防疫の強化が重要であります。あわせて、万が一、本県への侵入があることへの備えを強化する観点からは、豚熱ワクチン接種体制について、豚の飼養頭数が全国一である本県では、他県以上にワクチン接種にかかる方法や体制等の構築が必要であります。</p> <p>以上のようなことから、下記の事項についてのご理解と対応をご検討いただきますよう、お願い申し上げます。</p> <p>1. 改正後項目の第3-2の1の(3)にある「原則として初回接種を除く。」の文言を削除するとともに、家畜防疫員または知事認定獣医師の指示のもとに、家畜の所有者がワクチン接種できるようにして頂きたい。</p> <p>理由としましては、本県は豚の飼養頭数が約130万頭と全国一の豚の飼養頭数であり、ワクチン接種に係る獣医師も限られている状況にあります。また、豚熱ワクチンは長期にわたり、豚への</p>	<p>都道府県の管理による早急なプログラム作成及びワクチン配布管理等による面的な初回接種の実施が可能な場合においては、知事認定獣医師による初回接種は可能です。</p> <p>法第50条に基づき使用を制限しているワクチンについて、無計画かつ無秩序な接種が行われれば、感染畜の存在をわかりにくくし、早期発見が困難となるため、接種を行う場合には、①面的かつ確実な接種、②ワクチンの厳格な管理が必要不可欠と考えています。これらを担保しつつ接種体制を強化するため、家畜防疫員に加えて、都道府県知事の管理下に置かれる一定の要件を満たす獣医師による接種を可能としたところです。</p> <p>使用済みワクチンの容器の管理については、家畜保健衛生所への持込みによる返却に加え、配送による返却、写真による確認等、各都道府県において適切に使用及び廃棄実績を管理可能な方法で差し支えないこととしました。</p>

	<p>ワクチン効果を十分に発揮するための接種タイミング等に応じた定期的な接種体制も必要であることから、対象となる獣医師の接種業務にかかる負担がかなり大きくなることが想定されます。このような状況への対応を想定すると、本来の獣医療業務やその他の業務への支障が出るとともに十分な対応ができないことが危惧され、結果的に、本来の目的である豚へのワクチン効果を十分に発揮できない恐れがあると考えられます。</p> <p>一方では、指示書での対応が可能となれば、家畜の所有者による接種が可能となり、接種すべき時期に適切な対応が容易となることや作業効率も向上することが期待できます。あわせて、獣医師による複数農場への短期間での立ち入りも減らすことができ、農場数の多い本県においては農場間のダウンタイムの確保の観点からも有効であると考えます。</p> <p>2. 改正後項目の第3-2の5の(3)にある「知事認定獣医師から使用済みのワクチンの容器を全て回収する。」の文言を削除して頂きたい。</p> <p>理由としましては、一旦、農場に持ち込んだワクチン容器を回収することは、様々な病原体に汚染された可能性のあるワクチン容器による交差汚染リスクを拡大する懸念があることや回収に係る人や物等の物理的な対応が困難であると考えられるためです。</p> <p>以上、限られた獣医師がさらなる畜産生産振興を図ることができるようになるため、また、豚熱をはじめとする他の畜種を含めた家畜伝染病への対応を効果的にできる体制を確立するため、あわせて、今後の発生した場合への体制を確実なものとするため、十分にご検討頂きますよう、よろしくごお願い申し上げます。</p>	
8	<p>『知事認定獣医師』が、CSF ワクチン接種担当農場に対して、飼養衛生管理基準の順守を指導できることが CSF 発生防止に最も重要と考える。このことを実現するには、生産者と『知事認定獣医師』が飼養衛生管理基準に規定されている管理獣医師としての契約を結んでいることが重要です。このことを同防疫指針ページ 15 【留意事項○】知事認定獣医師の要件に加えるか、そのことを促す記述を設けることを、ぜひ検討、実施いただきたい。</p>	<p>法第 50 条に基づき使用を制限しているワクチンについて、無計画かつ無秩序な接種が行われれば、感染畜の存在をわかりにくくし、早期発見が困難となるため、接種を行う場合には、①面的かつ確実な接種、②ワクチンの厳格な管理が必要不可欠と考えています。これらを担保しつつ接種体制を強化するため、家畜防疫員に加えて、都道府県知事の管理下に置かれる一定の要件を満たす獣医師による接種を可能としたところです。</p>

		<p>知事認定獣医師の認定要件は防疫指針及び留意事項に示すとおりです。適時性・適切性の判断を含め、認定手続や必要書類等については各都道府県の実情に応じて設定いただくこととなります。認定に当たっては、都道府県が行う講習会への参加等を通じて、ワクチン接種に必要な知識を習得していることを確認することとしています。</p>
--	--	--

3 その他意見公募手続を実施した指針案と定めた指針との差異

	意見公募手続を実施した指針案と定めた指針との差異	理由
1	「移動制限区域」を「発生農場周辺の地域」に変更しました（牛疫に関する特定家畜伝染病防疫指針（以下「牛疫指針」という。）第12の6、口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針（以下「口蹄疫指針」という。）第12の7及び豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（以下「豚熱指針」という。）第12の6関係）。	ワクチン接種等の状況により必ずしも移動制限がかかるとは限らないため、表現の適正化を図りました。
2	「移動制限区域」を「当該野生動物が確認された地点を中心とした半径10km以内の区域」又は「当該野生いのししが確認された地点を中心とした半径10km以内の区域」に変更しました（牛疫指針第24の1の(1)、口蹄疫指針第24の1の(1)及び豚熱指針第23の1の(1)関係）。	同上
3	野生動物対策の方法を捕獲による個体数の削減に限定しないこととしました（牛疫指針第24の1の(1)、口蹄疫指針第17の2の(7)及び第24の1の(1)並びに豚熱指針第16の2の(7)及び第23の1の(1)関係）。	感染状況、地域の実情等に応じて適切な方法によって野生動物対策を図るため、表現の適正化を図りました。
4	その他、規定ぶりの形式的な修正など、軽微な修正を行うこととしました。	